

系の問題につきましても、労働省といつましても、根本的に研究を始める必要があるのではないかという観点から、たゞいま労働省におきまして、給与審議室を中心にしてこの賃金問題についても掘り下げた検討を行なうということにいたしまして、日下関係各局からそれぞれ給与審議室に派遣をいたしまして、共同の作業を始めておるところではございます。これはなかなか民間の賃金体系につきましては、いわゆる統制的な指導をすることは、現段階においてはもとより適當でありませんし、また、できるものでもないと思うのでござりまするが、労働省といたしましては、その研究の結果というものは、関係者に周知させて参考に供してもらうという方向から、この問題にまず取り組んで参ることを考えて参りたいと思つております。なお、熟練工の技能の程度の問題につきましては、これは技能検定制度を一昨年から始めておりますけれども、この技能検定をさらに今後職種を拡大いたしまして、これはもとより労働組合側とも十分な連絡をとる必要がありまして、その了解を得た上で実施する必要があると思いまするが、日下、職業訓練審議会等におけるべきましてお詣りをしながら、技能検定制度といふものを検定いたしまして、やはりそれによりまして、各職場において、この工員はこの程度の能力があるということはつきりわかるような形に進めて参りたい。以上のようなことをあわせまして、たゞいまお話を

○藤田藤太郎君 最質の問題は基準局長の係ですから、私はあまり深く言いませんけれども、午後少し私は聞きたいと思うだけれども、そういう工合に、今の中小業者が動いているのに、今時分に二百円という業者間協定を労働省が指導しているのはナンセンスと言わざるを得ない。実際問題としてまあそれはあなたには言いませんが、そこで今度は職業訓練の問題ですけれども、昼の職業訓練に行こうとしたら、もう若い学校卒業したくらいの人しか行けないのでですね、実際問題として。だからもつとがんじょうなといふか、非常に完備したといふか、そういうものでなくとも就業が終わってから、たとえば五時に就業が終われば五時から五時までを、夜間の職業訓練所を労働者の密集しているようなところに何ヵ所も作っていくといふようなことが一つあると思うのです。それからもう一つの問題は、私はあの倍増計画を見ても農業の労働者を工業労働者に移行していくということになれば、私はやはり農業の過剰就労をどうして工業に転換するかといふなら、單に大都会の周辺といふことでなしに、農村の中心地的なところに職業訓練所を設けて、これは私はむしろ夜といつても無理などとありますから、これなら昼でもいいが、都会周辺のところは夜設ける、こういう配慮がどうも足らないような気がするのですが、これはどうですか。

す第一に、このいわゆる学校出たばかりの子供でなしたに、相当の、もう今までの前歴のある人、あるいは中年の人々でこれからようそに転職もしくは就職したいといふような人々のための、いわゆる簡易な転職訓練的な内容を持った訓練を行なうことはぜひ必要であります。訓練いたしましても、失業保険の被保険者であつたものが占める割合といふものが非常に少ないので現状ではわれわれは方法としては適当でないと考えておりますので、今後に引きましては、総合訓練所におきましては失業保険者の訓練所中に占める割合といふものはもつともっと増大させていただきたいと考えまして、具体的に案を練つておるところでございまして、一般訓練所等におきましては、これはもとより転職訓練といふものを作り一つの大きな中心にして今後運営していくなければならないと考えておりますし、また、今後御審議のをやはり一つの大きな中心にして今後運営していくなければならないと考へておりますし、また、今後御審議とあわせまして、さらに、もうちよつと簡易な職業講習的な内容を持つた技術講習というようなものをやつていく。その時間等については、昼間仕事をある人もあるでありますから、いろいろその人たちにとつて便利な時間を選んでいくというようなことをあわせて考えて参りたい、このように思つております。

職の問題でござりますが、これはお話を理化が進むにつれまして、これは好むと好まざるにかかわらず農業に従事しておった人々が、やはり第二次産業の就業者になるということは、これは避くべからざるところの事態にあります。そのためには私は農村周辺におけるところの産業の振興といふことも大いに推進していくかなればなりませんが、それと同時に、その転職訓練といふものを積極的に実施していくことが必要である。特にこれは従来の大都会中心というようなどではないに、今お話のような農村周辺に転職訓練のための訓練所を今後新設していく、こういう方向でぜひ進めたいと考えております。

がない、私の見る範囲では。どうして、完全雇用といかなくとも、就労していくとか、計画経済の国なら都會における失業者を工業労働者の就労につけるというふうなことをまず先にやり、農村は食糧生産の地域ですから足だめができるから、幾らある時期まで押えて、まず都會地における失業者を就労の場につかせる。そういうものがある程度進んで、農村の過剰労働を今度は工業労働者に転換をしていくというのが、大体世界の国を見て私は労働配置の計画順序になつていると思うのです。要するに、経済力の相違によって幾らかニーアンスは違うとしても、大体そういうことだと思う。計画経済じゃなくとも、自由経済、自由主義だと日本は言つているのですから、だからそういうふうなことをおやりになるとでも、労働省は私は立場が違うと思うのです。労働省はやはり労働者保護の立場から完全雇用という建前に立つて労働力の配置をやろうとしたら、私らしきうとが考へてもそういう形を意識に入れて職業訓練や就労の計画というものの僕は立てるべきではないか。それがただ何でもいい、いいところだけとつたらいい、安からう悪からうといふ日本の「雇用関係」をこのまま助長していくから何が起ころか、起ころっているかということは私は次の機会に申し上げますけれども、そういう関係が統けられるといふようなことをあなた方が是正していかなければいかぬのじやないかと私は思うのです。だから、今の現象の一、二をとつてみますと、短時間で通勤できる大都會周辺の農村は二三男じやありませんよ。中学卒業して長男から二三男まで残っている人あ

りますか、ほんとないですよ。しかし、通勤のできない農村地帯には長男、二三男どころか、うようよ就職ができないで、耕作反別が少なくて、むしろ家庭に問題を起こしていくと、いうのが私は現状だと思う。だから、周辺の細々ながら生活していかなければならぬ意味からいっても、私は都会ばかりでなく、收入で働いている人を高度な生産過程につけるための講習と、今おっしゃいましたけれども、まあ講習程度になるか、とにかく技術を手につけるための主要点は私は各所に、たくさん都会には作って、むしろ余暇に勉強してもらつて、新しい職業生産についてももらうという、こういうことが私は必要じゃないか。それから農村においては、もう一つ都会ではやっぱり学校もある、技術学校などにも容易に行こうと思えば行けるわけです。便の悪いところには行けないのでですから、そういう意味で全体の労働力の配置をどうするかという主観を持つて、私は訓練の問題や就労の問題に当たらなければ私は実効を上げ得ないのじやないか、こういう気がする。だから都会地、都會地周辺においては夜間の訓練をもつと力を入れてやり、農村においてはやっぱり総合訓練所や政府の一貫訓練所というような訓練所を、それが必要供給ですから、工場を持つている人は、自分のところの事業内職業訓練をやり、そこで訓練をした者をちょい下さいますというものが都合がいいかわかりませんけれども、労働省としては、国家的見地に立つて見ぬことで、あってはいけない、私はそう思う。だから、農村の総合訓練所とか、一般訓

練所をむしろ進んで労働省がお建てになるといふことが先ではないかと私は思ふ。たとえば京都の問題を一つ見てみても、あの日本海沿岸の京都府ばかりなしに兵庫県、福井県をまじえたある中の舞鶴あたりで一つたくさん敷地も提供しましよう、宿舎も提供しましようと、単に京都府だけがこれを持つことじやなしに、みな訓練所というのは大都会中心に行なわれているのですから、その周辺の職業訓練のために膨大な土地を提供して、そしてその訓練をやつたら実効が上がるじやないかということを言うのです。ところが、今の答弁していることは、そういうものは都會に作るべきものである。需要が高いのだから都會に作るべきものだと言つて、これがもめてから三年もたつておる。いまだに京都府には訓練所ができない、総合訓練所ができない。ほかの府県は全部できたのに京都府だけできない。私はそういうことであつていいかどうか、私は思う。都會地で必要な訓練所も作つて、農村の周辺のあの地方自治体が土地から宿舎全部提供していくといふときになぜ訓練所をお作りにならないのか。ただ、そのもめ事がおさまったところで、それじゃ予算を持っていきますと、それだけ私は、單にこれが十四カ所とか農村に十八カ所作りますと、訓練所を増設します、こうなるだけであつて、いかにも作るような、国が負担をして作られるのでしようが、地方の意見待ちといふような格好でいかがでござります。日本の全体の労働の流動性とかブーム性がよく言われておるわけですか。雇用職安行政のブーム性とか流動性とかいうことをよく言われる。しか

し、こういう問題についてはどうなんです。私はそういうことで労働省はあっていいかどうかという辯論を持つて、今まで私はこの問題を取り上げて、いませんけれども、しかし、せっかくたくさんの方の施策を出しながら主観というものがないのではないか。こんなことで、職業訓練、それから就労移換で行きやせぬじゃないかと、私はそう思う。都会周辺の者だけがその恩恵に浴する。それじゃ地域や農村地帯の人はどうなるか、これはもとと真剣に考えなければいかぬじゃないか、こう思う。今の状態はどうですか。たとえば京都の問題と、それから前段の問題。

○政府委員(堀秀夫君) お話のようには、職業訓練所の設置場所につきましては、都會周辺においては比較的通勤もしやすいわけでございます。従いまして、通勤をさせまして、職業訓練をするということでお話のような内容のものをやっていきたいと思います。しかし、交通の不便のようなところもあります。このよくなところにおける現在の農業従事者で、他産業に転換を希望するという人々につきましては、やはり適当な場所を選びまして、その場所によりましては、これは通勤させるということなしに、寄宿舎も建設する、寄宿舎を付設させると、いろいろな方法でぜひ考えていただきたい。現在すでにできているところもございます。また、雇用促進事業におきましても、その一つの事業の

重点をいたしまして、訓練所に付置するところの寄宿舎の建設というものをやつて参るよう仕向けて参りたいと考えております。従いまして、私どもは、お話をのように、職業訓練所の今後の設置につきましては、都会周辺も大事でござりまするが、それと同時に、今後における農業問題を考えてみまするときに、農村部におきましても、適当なところに職業訓練所を設置する、あるいは種目を増設していく、こういう考え方にはわれわれも賛成であります。

そこで、具体問題の第二の京都の問題でございますが、これは御承知のように、いろいろ問題がございまして、目下京都府知事がいろいろ苦労をされまして、府内をまとめておられる段階でござりますので、私ども労働省としても、いましては、今この段階におきまして、どこがいいというようなことを申し上げるのは、今知事がまとめておられます段階におきまして、かえって妨げになるような気もいたしますので、京都において、具体的にどこの場所が総合訓練所に適当であるかということの意見を表明することは、ここで遠慮させていただきたいと思います。京都府知事におきまして、目下いろいろ関係方面と話し合いをしておられる段階と承知しておりますので、私どもはいましばらくそれにおまかせをいたしまして、私どもは適当な場所に一日も早く総合訓練所を設置するように考えて参りたいと思っておりますので、この段階におきましては、どこが京都府において適当であるかということを申し上げることは遠慮させていただきたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 だからね、私は言つてゐるのは、前段の問題ですよ。労働省が完全雇用を——この完全雇用といふものは、やはり労働者が生産に効果を上げる形の中で完全雇用しなければ意味がない。それに訓練、学校教育でしよう。工業労働者に転職をしていくというのだから、そうなると皆さんの主觀といふものほどこにあるのだということを、私は政治をやる大臣や内閣は政治的にものを扱うけれども、あなたの方事務当局の主觀はどこにあるのだといふことを聞いてゐる。それくらいのあなたの方事務当局が考えを持たない限り、ただおざなりに倍増論は出しました。十年後にはこういう工合になりますと言つたって、どうしてそれを就労の場につけていくくといふことが何にもないじゃないですか。事務当局としては完全雇用という大きな柱が倍増論の柱になつてゐるのですから、この完全雇用をするのに、こういう工合にやつていかなければ、具体的に完全雇用はできませんといふことの主觀ぐらいいは事務当局は持つべきだ。あなた方専門におやりになつてゐる、その主觀を持たないで、ただ内閣でどうきましたる、こうきまうといふことは、私は知りません。あなた方が意見をはさむところではないかわかりませんが、しかし、あなたの方の主觀といふものは、どういう工合にしたら完全雇用ができるんだ、これが生産に労働力として反映するのだ、これが経済につながるのだといふことをあなた方は持たなければいけないから。その基本的な考え方を確立しないから、京都府知事におまかせしてしますなんといふ答えになる。

これ以上京都の今の問題については、私はあなたから答弁を求めるようといなしませんよ、これは政治的な問題です。から。しかし、あなた方が完全雇用をやるという主觀だけは、きつちり持つておつてもらわなければ、意味がないのじゃないかと思う。ただ職業訓練所は作りました、これだけ作りましたからこうなりますというそるばん勘定だけでは、雇用の面は出てこない、こういうことを言っているのです。そういう点が一つもないのじゃないかと私は思うのです。

会員の男がだらうとおどて心事をあわせますので、これは労働基準局等にもお話をいたしまして、特に中小企業方面におけるところの環境の改善、それから労務管理の近代化、合理化といふことのために、中小企業に対することのこのような指導を積極的に今後行なつてもらいたいということで、基準局でも中小企業の労務管理近代化のための講習、指導というものを昨年度から始めておりますが、これをやはり積極的に進めてもらいたいと思っております。それから先ほどもお話をありましたが、申すまでもなく、最低賃金制度の普及改善というようなことは、これも訓練生が中小企業に就職いたしました場合の適当な条件を形作るといふ見地から、非常に必要なことである。この点はいろいろ御意見ございましょうが、労働省といたしまして、やはり一つの大きな重点として今後指導して参りたいと考えておるわけでございます。

逃げるような状態になつてくると、賃金を上げる。そのときには失業がなくなつてくるわけですから、職安行政からいって一番いい条件なわけです。ところが、膨大な利益を上げているから労働者の賃金をよこせといって、少し長引けば、労使関係が少し行き過ぎとかなんとかいつて、今度は労政局がそこで強権的なチェックをしていくといふ、これが今までの歴史ですよ。そうして今度のように、相手がそういう状態にならないけれども、どんどん上がっていくような状態になつてくると、職安行政もやりやすくなる、それですね。それから、最賃云々といつて、安い——安いと言つたらいかねれども、低いところで業者間協定を指導している間に、二倍くらいの賃金がみなきまつっていくといふような地域が出てくると、何かこれもぼけてくる、そういうものを上げようとしていくと、労政がチェックする、行き過ぎとかなんとか言つて、交渉の仕方が悪いとかなんとかいうようなチェックの仕方を今までよくやつてきた。だから、

○政府委員(柴田榮君) 御指摘の点は、総合されて一般的に不都合の起らないよう、しかもなお、目標といったまでは、先ほどから御議論の出ておりまするよう、完全雇用を目標として生産を増強し、経済を伸長させるという方向でなくしてはならぬのでござりますが、ややもすると従来は、労務の問題が、産業あるいは全体の経済の中であとからしそつちゅうついてしているといふような格好になつてゐるところに大きな問題があつて、それが、着々、産業が急速に発展され、しかも完全雇用を目指としていろいろの施策が重なつて參つたといふところに、御指摘のように、非常にばらばらの感じがするわけでございますが、あらゆる場合に、国全体がややもすると、たとえば炭鉱あたりを整備しなければならないのだ、そこで、中小の不良な炭鉱は買い上げて整備をするのだということ、さつと持つていかれる。そ

おきましでも、御指摘のような点がござります。常に気にかかりながら毎日の問題に埋もれて現われて参りまするところは何とか統一がないように見えるわけござりますが、しかし、事態は大へん労働行政を総合し、統一するのにい環境が醸成されつゝあるといふことでござりますから、私どももいたしましても、行政の分担によりましてはしばらくなるようなことのないよう、省内では定期の連絡をいたしておりますが、やはりこれも積極化して参りたいといふふうに考えております。なお、賃金の調整、向上等につきましては、非常に批判をされました業者間協定によります最低賃金の制定等の調整をいたして引き下げるなどということは、もうとうとい許されない現段階に来ておりますので、この際あるいはもう一歩當な方向に、業者間協定という方法を通じまして、妥当な基礎を作り出すような指導を強化して参りたいといふふうに考えております。

卷之三

る中心といたしまして、この内容の整備充実をはかりますると同時に、一ヶ月訓練所につきましては、各県の都会地のみならず、農村地帯におきまして、昨年度十四カ所、今年度十八カ所という計画をさらに今後継続的に発展させ参りまして、農村におけるところの農業従事者が他産業に転換される際の転職訓練というものを活発に行なつて参りたいと思つております。それと同時に、私どもは、卒業した訓練生が、適当な職場に、適当な労働条件のもとに雇用されるということが、やはり完

いる。それから賃金その他の基準行政は、基準局長がやっている。それから労使関係は労政局がやっている、こういう分類がなされていると思いますが、そういう労働行政を見てみると、ほとんど一本なんですね。だからこの一本の状態を少し私は説明しますと、たとえばことしの状態を見てみますと、中小企業ならその賃金を上げなければ労働者が逃げるということになつてくると、賃金を上げる。就職の場が少ないときには、できるだけしほつて、安い賃金で使う、そういう状態。そう

そういう面を考えると、労働大臣、次官を中心として、行政といふものはもつと緊密に話し合ってといいますか、連絡をするとといいますか、そういう中で総合指導というものがやられないと、職安行政の効果も上げられない、基準行政の効果も上げられない、要するに、労政の効果も上げられないということになるのです、ここで今暫く疑をしていて、職安行政の専門家ですから、それ以上のことを言ふのも、どうも僭越だと思って、私は質問を控えるのですが……。だから、總

すると直ちに失業者が出てくる。それを労働省で一体どうするんだ、といううとをいきなり労働省だけにおつつけられるといふようなどころに実はばらばらな問題が労働省以前にも相当あるのじゃないかという感じがいたしまして、これはまあ労働省としては、その総合計画の中にもっと最初から労働省が入り込まなければならぬのだということで、そのことは積極的に意欲を持って連絡をし、計画に参加するといふ方向に参るようには話し合いをしておるわけでございます。省内に

いる。それから賃金その他の基準行政は、基準局長がやっている。それから労使関係は労政局がやっている、こういう分類がなされていると思いますが、そういう労働行政を見てみると、ほとんど一本なんですね。だからこの一本の状態を少し私は説明しますと、たとえばことしの状態を見てみますと、中小企業ならその賃金を上げなければ労働者が逃げるということになると、賃金を上げると、就職の場が少ないとときにはできるだけしばらくして、賃金を上げなければ、熟練工が逃げるような状態になつてくると、賃金を上げる。そのときには失業がなくなつてくるわけですから、職安行政からいって一番いい条件なわけです。ところが、膨大な利益を上げているから労働者の賃金をよこせといって、少し長ければ、労使関係が少し行き過ぎとかなんとかいつて、今度は労政局がそこで強権的なチェックをしていくといふ、これが今までの歴史ですよ。そうして今度のように、相手がそういう状態にならないけれども、どんどん上がっていくような状態になつてくると、職安行政もやりやすくなる、そうですね。それから、最賃云々といつて、安い——安いと言つたらいかぬけれども、低いところで業者間協定を指導している間に、二倍くらいの賃金がみなきまつしていくといふような地域が出てくると、何かこれもほけてくる、そういうものを上げようとしていくと、労政がチェックする、行き過ぎとかなんとか言つて、交渉の仕方が悪いとかなんとかいろいろなチェックの仕方を今までよくやつてきた。だから、

そういう面を考えてみると、労働大臣、次官を中心にして、行政といふものはもつと緊密に話し合ってといいますか、連絡をするといいますか、そういう中で総合指導というものがやられないと、職安行政の効果も上げられない、い、基準行政の効果も上げられない、要するに、労政の効果も上げられないということになるのです、ここで今質疑をしてますと……。職安行政の専門家ですから、それ以上のことを言ふのも、どうも僭越だと思って、私は質問を控えるのですが……。だから、総合的に、そういう連絡会議や緊密な行政というものを持ちうる工合におやりになつてはならぬのござりますが、ややもすると従来は、労務の問題が、産業あるいは全体の経済の中であとからしょっちゅうついていているといふような格好になつてゐるところに大きな問題があつて、それが、着々、産業が急激に発展され、しかも完全雇用を目指としていろいろの施策が重なつて参つたところに、御指摘のように、非常にばらばらの感じがするわけでございますが、あらゆる場合に、国全体がややもすると、たとえば炭鉱あたりを整備しなければならないのだ、そこで、中小の不良な炭鉱は買い上げて整備をするのだといふことが、さつと持つていかれる。そ

すると直ちに失業者が出てくる。それを労働省で一体どうするんだといふことをいきなり労働省だけにおつけられるといふようなところに実はばらばらな問題が労働省以前にも相当あるのじゃないかという感じがいたしまして、これはまあ労働省としては、その総合計画の中にもっと最初から労働省が入り込まなければならぬのだといふことで、そのことは積極的に意欲を持って連絡をし、計画に参加するという方向に参るようには話し合いをしておるわけございます。省内におきましても、御指摘のような点が非常に気にかかりながら毎日の問題に押されてしまって現われて参りますところは何とか統一がないよう見えてるわけでございますが、しかし、事態は大へん労働行政を総合し、統一するのにいい環境が醸成されつつあるということをごぞざいますから、私どもいたしましては行政の分担によりましてばらばらになるようなことのないよう、省内では定期の連絡をいたしておりますが、やはりこれも積極化して参りたいといふふうに考えております。なお、賃金の調整、向上等につきましては、非常に批判をされましたが業者間協定によります最低賃金の制定等の調整をいたしまして引き下げるなどといふことは、もうとうてい許されない現段階に来ておりますので、この際あるいはもう一步出まして、労働省が指導をいたして妥当な方向に、業者間協定という方法を通じましても、妥当な基礎を作り出すような指導を強化して参りたいといふふうに考えております。

安行政と非常に関連があると思う。私がどうぞういうことを申し上げておるかというと、中小企業では団体交渉の拒否はいかぬということが労組法の六条にきちんと書いてある。で、団体交渉が行なわれない例は最近たくさんありますけれども、今最近続いている争議をとつてみても、たとえば十仁病院というのがあります。で、十仁病院は団体交渉をやらぬ。で、賃金がものすごく低い。資産関係を見ると、個人資産が一年に何千万円ずつ蓄積されてゐる。何億という金を院長は握っている。そして団体交渉をしない。人権問題が中心になつて争議が行なわれておる。いたたまれないからもう五割以上やめた。やめた人は職安行政でどうこされは処理するかといふ問題に入つてくる。こういふ例はこれはまあ十仁病院の一つの例ですけれども、各所に実はあると思う。そういうことの連絡はどうするか、労使関係だから私は労政局长に何とかこれを正常なルートで団体交渉ができる、場合によつては労働委員会があるから調整事項に乗せてこの問題がいくようにやってもらいたいといつて、こういう場所ではないけれども、お願いしているけれども、一つもルートに乗せらない。そのまますと何ヵ月もきている。今度は病院の方に、医療行為ですから監督的な立場から完全な医療行為が行なわれているかどうかということを監督してもらいたい、あれは東京都の衛生局でござりますといふようなことになってきて、これも一つもそこへいかない。それでは国会——立法府というのは何をやつていいのか、何をやる機関か、国の行政といふのは何をやる機関か、それならそ

れで東京都なら東京都の基準局、それから労政課なら労政課といふと工合に一体の形でこの問題が問題として下りていつたら——私は労働組合はどうせい、会社はどうせいと言わなければども、正常なルートの中でもやつていくということ、舞台に上げない限り……。賃金が安いというのは基準局関係、やめていつてしまえばこれはもう職安関係、五割から人間がやめている、こういうことでは私は意味をなさないのじやないかと思うのです。行政指導——国の行政指導機関としては意味をなさぬのじやないかと思う。そちらの問題を非常に深刻に現地にいる人は、おれがどこの行政の——労働省のどこの係でどうであるか、厚生省のどうであるかといったことは問題ではないのですよ。一番出発点は労組法の六条違反から始まっているのだけれども、しかし、実際問題というのは、私たちは正常な医療行為をして社会に貢献して生活も守りたいというだけで、そのほかは何もない。そこに勤働している労働者は、しかし、今のような格好になつてきておるわけでございまして、私は、そういう面では非常に残念だと思うのです。日経連タイムズというのを私のところへずっと送つてきております。それから生産性向上ニーズですか、ああいうようなものを送つてくる。これを見ますと、いろいろと資本家陣営といいますか、経営者の陣営の中でも混亂があるようです、今過渡的に。たとえば三井銀行の佐藤さんなんかがトップマネージメントというのです、外國を見て来る。それからこういう日本が一昨年、昨年とこれだけ生産が上がったのだが

らこれによつてどうして需要を高めようかといふ、そういうところへ視点が置かれて、非常に意見を出されているところが、今度も行かれているようですが、日本がどうも、ガットのたとえば三十五条の場から問題をとらえなければ、工業国としていかないようなところに連タイムスのきのう送つて来たものを私は外国へ行つて見れば見るほど迫り込まれてくると思うのです。私たちはそう思います。ところが、この日経連タイムスのきのう送つて来たものを見ますと、中堅の生産を持つていて、常務、常務というようなクラスが賃金値上げや労働問題に対する酷評といいますか、たとえば公労協の賃金値上げや労働問題に対する酷評といいますか、あした会社がつぶれるというような表現から始まつて、ひどいものですよ、お読みになつたかもしけれぬが、とにかくそういうことでは日本の経済は発展しないといふ段階に今日きている。そういうものが中心で労働行政がとられていくといふなら私は大へんだと思うのですよ。下の方で実際に生産をやっているところは熟練工を迎えるのに賃金を上げるという現実の問題まできてる。大企業の主要メンバーの連中は三千円、二千何百円の賃金ではけしからぬといつて口をそろえて公労協の攻撃をしているところです。三十四年に三〇何%の生産が上がつて、日本の生産力が上がりまして、それから昨年度は二五%――これはまだ決算ができるおりませんけれども、二五、六%上がつて、三十三年に比べると六割あるいは六割五分も上がつて、ことしも三兆六千億設

も二割も一割五分も上がる、生産性はどんどん上がつても所得は上がりはないから、従つて、購買力も上ががらない。それで、操業短縮、失業、という問題が必ず出てくると思います。これははっきりいって、直接ここで議論しようといる問題ではないから、従つて、購買力も上ががらない。それで、操業短縮、失業、という問題ではありますけれども、そういう状態の中で労働省に一番意見を言ううちはあるところが公労協の賃金をこそぞて攻撃するような形で私は現われていると思う。もとと労働行政ははるかに、そりとして日本経済との関係においてあなたの方はもうその専門なんでも、全く雇用という立場をどうして生かしていくかということを職業訓練との関係、それから国民生活との関係、労働者の生活水準との関係、これももう少し真剣にお考えになつていただかないといふと、そりしてまた、それに応じて完全雇用をどういう角度から、主観的な立場からやつぱりやってもらわないと、この問題の効果が上がらないんじゃないかなあといふ気がしているわけです。まあいろいろの意見の中で失業保険の積立金が三十六年度一ぱいで、千億近くになるというこの状態の中で、私は百歩譲つて、職業訓練のために使っていいという意見を出している。一般的な人はそんなものは賛成しませんよ。國家の一般会計からやるべきだというふうが筋なんです。筋なんですけれども、雇用を進めるためにそういう措置もやむを得ないんじやないかと私は意見として申し上げております。これは個人の主觀として申し上げておるのだけれども、それすらおやりにならないで、その九百何十億の金がそのまま国の財政投融資の中にはうり込まれて、それ

は経済が成長することはいいでしようけれども、そういうところにうまみがなければ意味がないんじゃないですか、私はそう思う。だから、これは保険の問題と雇用一般政策との関係なんですねけれども、雇用計画という中から失業が出てくる。やり方いかんによつては失業も出てくる、失業保険の意義も出てくる、失業補償の問題が出てくるから、こういう議論をするわけですけれども、もつと私はそこらあたりにうまみがないものか。

〔委員長退席、理事加藤武徳君着席〕

うまみをもつて、あなた方事務当局として主観的な立場から完全雇用をどうされていくかといふものが出てこないかということを、私は常日ごろ不満に思つてゐる。ここへきて質疑をいたしますと、結局大臣や経済企画庁長官と同じような答弁を局長までされる。具体的にどうかと突つ込んだら、実効を上げているところがござりますと、口をそろえて皆さん同じようなことを言われる。経済企画庁で雇用問題何しているか。私もよく言います、よく言いますけれども、経済企画庁では雇用問題できませんよ。実際に労働省がやらなければ、職安局がやらなければというか、労働省がやらなければ私は雇用計画なんてできないと思うのです。だから、そういう点はもつときめのこまかい具体的な方策を私は立ててもらわなければ意味がないんじゃないかという考え方でございます。それから、失業保険の金がたまつて参りました。失業者が出ないことはまことにけつこうなことなんですから、だから、この方策についていろいろこの前議論した

からいたしませんけれども、しかし、この点もやはりもつと真剣に考えないと、えらいとんでもないことになりはせぬかという気がする。他の一般の国民の見る目が、金を取り込むだけが政府の施策だということにならないようには、私はやっぱり考えてほしいと、こう思います。

そこでもう一つ具体的なことを私は聞いておきたいのですけれども、根本的な解決は、これはなかなか今そろはいきませんけれども、社外工と臨時工との関係です。社外工と臨時工との関係について特に造船が多い。造船業といふ作業は、ああいう作業自身が持つ特殊性がありますから、ああいう状態が多いといふのは、これは私はわかると思うのです。わかると思いますけれども、職安法の四十四条との関係といふものが整理がされてないといふのが、今の実態じやないかと私は思うのです。これが一つです。だから入れ稼業的な要素が勝手にボスによってやらされている。一番極端な例が港湾労働者だと思います。港湾労働者のあの手配師ですか、手配師を中心にしてあのやり方というのは、職安行政で今私らが見ていると手が全然ついてないのじゃないか、つけられないのじゃないかといふ気がするわけです。だから、お尋ねしたいことは、たとえば造船の社外工のように、同じ職場で会社のあれをもつて同じように頭を並べて仕事をしているのが、片一方は社外工で片方は本工だ。こういう関係についてひしひしとおやりになつてゐるのかとこれからどうしようかとされているのかと、いうのが一つです。それから港湾労働者の手配師というのですか、手配師や

港湾労働者の雇用關係というものを実際に出先の職安で手がつけられないのかどうか。今後どうしようとしておられるのか。そこらあたりの意見を聞いておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 先ほどからいろいろ御意見ございました。ただいまお尋ねの二点の前に、なお補足して、政務次官の申し上げたのに補足して申上げます。

いろいろな問題がありまして、私もお話を通りに、特にこの問題にある中小企業におけるところの労働問題、これは雇用問題もござりますし、労使關係の問題もあるし、労働条件の問題もある。いずれも密接不可分にからみ合っている。従いまして、これに対するところの総合的な考え方を統一すると同時に、現地におきましては、きめのこまか指導をする必要があるということは、私どもも同感でござります。先ほど政務次官からお答えいたしましたように、これは今後における労働行政としての最重要点の一つだといふふうにわれわれ考えておりますが、労働省の省議におきまして、今後ますますその問題の検討を重ねると同時に、最近におきまして、この問題の重要性にかんがみまして、労働省に中小企業労働關係連絡室といふものを設けまして、これは労政、基準、職安等の関係者をもつて室員といたしまして、中小企業における労働問題の合理的的解決の方法を検討すると同時に、各局間の方針の統一をはかる。こういう考え方で最近発足をいたしました。大いに努力をいたしたいと考えてございます。また、現地におきましては、府県の労働部、これは労政課もござります。

〔職安講習ござります〕、それで今僕は基準局あるいは婦人少年室といふようなものを構成メンバーといたしまして、中小企業労働対策協議会といふものを府県に設けることといたしました。また、特に必要な地区におきましては、中小企業労働対策地区推進連絡会議といふものを設けまして、これは安定所長、労政事務所長その他関係の出先機関をもって構成することにいたしまして、現地におけるところの対策につきましてもできるだけ統一をはかり、連絡を密にいたしまして、総合的なきめのこまか指導をする態勢を作つて参りたい、こういう考え方でございます。さらに今後努力をいたしたいと考へます。

それからその次に、ただいまお尋ねの社外工、臨時工の問題でございます。造船方面におきましては、たゞいまお話のような形態があるわけでござります。私どもいたしましては、これは職業安定局、基準局、緊密に連絡をいたしまして、職安法違反あるいは労働基準法違反といふような事態の起らぬないように、現在の社外工的な制度につきましては、これははつきりした直用もしくははつきりした請負に切りかえるという方面に指導を進めたいと考えております。日下関係者を集めましてそのような指導をしておる段階でございます。現地におきましていろいろな話を耳にいたしますが、職安法違反あるいは基準法違反といふような問題につきましては、私どもは強い態度をもつてこの指導を行ないたいと、いうふうに考えております。

港湾労働の問題についてお話を伺いました。非常にこの労働形態が複雑かつ特殊な問題を含む問題でござります。これにつきましては、労働省におきまして港湾労働対策協議会を設けまして、公益・労使の参画を得まして、その合理的な解決のためにいろいろな御意見をいただいておるわけでござりまするが、まず、さしあたりにおきまして、私どもいたしましては、職安を中心としたしまして港湾労働者の登録を各主要港において行なうこといたしまして、目下これを実施しておるわけでございまして、この港湾労働者の登録制度といふものを確立する方向で努力して参りたいと考えております。それと同時に、港湾労働における安全、衛生その他労働条件の問題についていろいろな問題点がござります。これも港湾労働対策協議会において最近指摘されたところでござりまするが、この点につきましては、労働基準審議会等に専門部会等も必要に応じ設けまして、そろそろして港湾労働におけるところの安全、衛生、労働条件の改善という問題についても手をつけ参りたいと考えておるところでござります。さしあたりは以上のような態勢におきまして指導をいたし、その間に労働基準法あるいは職業安定法の違反があれば、これはわれわれは強い態度で監督をいたし、是正をさせる方針でござります。

○藤田藤太郎君 そこで、今お答えの
あつた社外工——まあ臨時工のことは
まずおいて、社外工の職安法四十四条
の違反が中心だと私は思うのですけれ
ども、なんか現地では権威主義とい
ますか、私たちが実態を調査に行くと
か、労働省の皆さん方が、職安局の皆
さんが実態を調べるとかいうような
問題になつてきましたところだけが摘発さ
れる。そうでないところはもう事な
れ主義で目をふさいでその前は通ると
いうのが地域の職安行政の実態じやな
いかと私は思うのです。こういう点、
今たとえば職安法の立場からはつきり
するんだとおっしゃいましたけれど
も、その指導監督はどうされているの
ですかね。私はどうも指導監督とい
うものが十分にされていないんじゃない
かという気がするのです。ただ、事業
者の泣き言を聞いて、ああそうでござ
いますかと引き下がるようななことで
あつていいのかどうかという気がする
のです。新聞の、この前ことで少し譲
論しましたけれども、行って、労働省
が少しこれはやっぱり問題を指摘する
ぞと言つたら、あくる日全部摘発して
しまつた。そういう情勢がこない限り
は知らぬ顔をしているという状態です
ね。だから、ほんとうにあなたの出先
機関の職安——あなたの方は一生懸命こ
の方針でやろうとされている、それが
下に通じないといいうらみが非常に多
いんじゃないかと私は思うのですよ。
だから、これは何か定期的に打ち合わ
おります。

せとか何かおやりになつていいんだと私は思いますけれども、しかし、もつて的確性を、本省でおやりになること、指導として立てられることが、地域においてもそれが的確に反映するという形でなければ意味をなさないのじやないかと、私はそういう工合に思つております。だから、その点はどういう工合に地域とあなたの方との関係において職安と監督の関係について連絡をしておられるか、ここらあたりも一つ聞いておきたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 本省の方針が地方の出先機関に十分到達しないような話も一部聞いております。私どもは、これはもう職安行政本来の姿からして非常に残念なことでございます。要するに、本省と地方との間に有機的な連絡を保ち、その方針がすぐ下部に伝わるということをぜひはかつて参りたいと考えておるわけでございました。ただいまの態勢で、一応趣旨から申しますると、中央においては労働省の職業安定局、府県段階におきましては、府県知事、労働部長それから職業安定の事務官、それから現地におきますところの職業安定所、こういう三段階になるわけでござります。そこで、この中央及び都道府県には、職業安定監察官制度も設けまして、中央、地方の間の方針の一体化といふ点についての監察指導を積極的に行なうとうう、こういふ趣旨でございますが、それだけではなかなかまだ思うようにいかない面もあるわけでござります。これは私の職業安定局に参りまして、お出しになつてやつていただきことを言わされました、これはまことにけつこうだと私は思うのです。しかし、私の聞きたいのは、そういう方針で、その通り実施に移されるこういふことを言われました、これはまことにけつこうだと私は思うのです。しかしながらそのよろな点を痛感しております。昨年初めての試みといたしまして、中央において直撃現地の安定所長を指

導するということともやはり必要ではな

いかと考えまして、これは今までやつた例はないのでございますが、昨年初めて各ブロックごとに職業安定所

長のブロック会議をやりまして、本

省は、これは私も各地に参りましたし、

部課長全部第一線に行きましたし、その

ブロック会議で直接安定所長とひざを

突き合わせて懇談、指導をしたわけ

ござります。非常にその結果はよかつたよう考へておりますので、本年に

おきましたが、この大体六月下旬から

七月を中心といたしまして、各現地に

おきましたが、本省と安定所長と直接のブ

ロック会議を開催いたしまして直接指

導を行なう、こういう予定を立てたと

ころでございます。こういうようなこ

とを行ないまして、中央の考え方が出

ましたよろな問題につきまして、今後

においても特に強い指導をいたしたい

と考へておるわけでござります。

○藤田藤太郎君 港湾労働者のいわゆる登録とか、登録制度化するとか、安全、衛生の面をどうするといふよ

うなことが港湾労働協議会で審議され

て、その通り実施に移されるこうい

ふことを言われました、これはまことに

けつこうだと私は思うのです。しかし、

私の聞きたいのは、そういう方針

で、その通り実施に移されるこうい

ふことを言われました、これはまことに

八

湾労働者の福祉施設といふものの整備にわれわれは努めて参りたい。これによりまして問題を根本的に解決するには、まだまだいろいろ問題がございましょうが、労働力の不足を補うと同時に、港湾労働者の福祉の整備をはかるといふことによつて、ただいま起こりつづある弊害となるべく減少いたしたい、このように考えております。

今の日本の各企業は、景気のよい、手の足りないときには、このような形態でなるべく労働力を補う。そうして不況になつた場合におきましては、これを縮小していく、こういうことで調整をはかつておる。これは、やはり日本本の経済の底の浅さにも関連する大きな問題でありますといふふうに考えております。

本的に一つ検討してみようじゃないか、こういう意向でございますので、これは職業安定局と労働基準局、労政局、全部の問題にもからみますので、労働省の内部におきましてもこの問題をどういうふうにして今後扱っていくかということについて、根本的に検討を開始いたしたいと考えておる次第であります。

○政府委員(大島靖君) 労働生産性の向上と、賃金の上昇との関連の問題でございますが、御承知の通り、やはり賃金の上昇というものは生産性の向上と相伴うべきものだと思います。これまで数年来の状況は生産性も順調に伸びておりますし、また、賃金の上昇も相当な強さでございますが、ただ、これまでは

問題、これは御指摘のような点が、ことに中小企業において、また、特殊の技能者においてあるとかと思うのであります。この賃金のバランスの問題につきましては、地域的な賃金のバランス、それから職種間における合理的なバランスといふものが、もちろん必要にならないなんありますが、わが国の場合、やはり可と申しましても規制別の

○藤田藤太郎君 今のことについて私はまだ意見がありますけれども、これ

そこで、労働省といたしましては、

○藤田藤太郎君 時間がないから基準

数字的に上昇率がパラレルになつてい
るかと申しますと必ずしもパラレルで
賃金格差があまりにはなはだしいとい
うことが、根本的な問題として横をな

○政府委員(堀秀夫君)　臨時工の問題は次に譲つて、その次は、臨時工ですね。臨時職員の問題なんですがね。それは官厅にもありますね。それから一般のところでも臨時が非常に多い。同じ仕事をして、同じ能力がありながら、臨時の二ヵ月交代ですか、更新をして、そういう、そしてそのままずっとやって、国会で定員制の問題が議論されるというようなことなんですが、実際の問題として。だから、臨時工に対して労働者は今どういう工合にとらえられて、臨時工の実態というものをどういうふうにとらえられておるか。それから、こうした今のような不安定な状態をなくするにはどうしたらいいと思うか、意見をお聞きしたい。

れば、たとえば労働基準法にいたしましても、職業安定法にいたしましても、臨時工でありまして、その実態が常用工と同じであるといふ、いわゆる常用的な臨時工につきましては、労働法の適用につきましては、全部常用工と同じ取り扱いをする。こういふ基本方針で指導をしておるところでござります。ただ、現段階においては、このような方針で指導しておりますが、もとより臨時工は廃止するような、禁止するような法制措置を講じておるわけではありませんので、また、これを今のような経済の段階において強行いたしまするときには、非常な問題が生ずることも、それも関係者の認めるところであろうかと思うわけでござ

にも一つ御答弁いたきたいのです
が、今職安局長の関連において聞きた
いのですが、日本の労働生産性と賃金
の関係がどうなつてゐるか、これが一
つ。それからことしの状態に、三十四
年度、三十五年度経済が成長して、三
十六年度に入つてきて、各事業所にお
いて熟練工の不足といいますか、取り
合いといふ状態が起きてきて、これが
全体の賃金の面に反映をしてきておる
という、ことしの賃金の上昇状態をも
たらしてきておる。特に中小企業が多く
いと私は思ふ。だから、そういう面か
ら見て、賃金はどれくらいい上昇を今し
つつあるか、生産性との関係、三年く
らいの間をとらえてことしの状態、そ
れからそれが雇用の問題はどう反映を

はない、たゞ、生産性の向上と賃金の上昇とは、長期的、全体的に見ますれば、やはり相関連すべきものと思つうのであります。この一年ないし二年、三年といった時期で、この両者の相関関係あるいは特殊の産業をとらえて、その相関を論ずるのはちよと危険であります。一般的な産業全体であるいは国民生産全体としての上昇、また、これをかなり長期にわたってこの相関を見ることが必要であろうと思つます。ただ、一時一二二年来ヨーロッパ諸国におきまして生産性の向上と賃金の上昇との関連におきまして、いわゆるコスト・インフレの問題といふのが起つたわけでござります。この辺の問題、ないしまつ今度は並びに生産性の

わっておるのであらうと思うのであります。この点、規模別の賃金格差、このアンバランスといふものは是正に、政府としては全力をあげていくべきであると思うのであります。同時に、職種別の賃金格差あるいは地域別の賃金格差、各種の賃金格差、そのアンバランス、この是正については、あるべき賃金の格差といふものがつかめればいいわけなんですが、これは理論的にはなはだ困難な問題であらうと思ふのであります。従つて、一般的な賃金の現状から判断していくのが一番現実的な問題だと、こういう建前からいたしまして、三十六年度には先般御可決をいただきました予算におきまして、総合的な賃金センサスを実施いた

につきまして、ただいまお話をようやく形態が官庁等にも従来ありましたし、それから民間においてはこの形態が非常に多いということは御指摘の通りでござります。公務員につきましては、この臨時職員的な形態は、これは常勤、普通の公務員に移していくといふことで、措置をしております。ただ、民間におきましては、この問題は、日本の現在の経済の底の浅さにもからむ大きな問題でございます。要するに、

さいますが、しかし、これをほってお
くわけにも参らない。私どもは従いま
して、現在の方針としては、常用的な
臨時工については、労働法の取り扱い
を、常用工と同じに指導するといふ方
針を続けると同時に、今後におきまし
て、この臨時工のあり方といふものを
どういうふうに把握するかということ
につきまして、これは先日労働大臣も
この委員会で答弁いたしたと思います
が、労働大臣もこの問題について根

吸収工合がきているか。たとえばもつと具体的にいうなら労働者は生活本位になるのですから、賃金の高いところには生活が楽になるという建前で、そこへ労働者が吸収されていく。日本の経済が底が浅いとか低いといふ議論がありますけれども、今そんな議論をするような、五年やそこら前の経済と日本の経済は違うといふ、そういう立場から、今の問題がどうなっていくかと

向上と分配率の関係、いろいろ点においても各種の問題があるかと思うのであります。が、一般的に見ますれば、ここ数年来の生産性の向上と賃金の上昇というものは、一般的に見ますれば、わが国の場合、比較的好ましい状況において両者とも伸びておるといふことが言えるのではないかと思つております。

それから最近の雇用の関係と賃金との関係、ことに賃金のアンバランスの

しまして、ここで地域的な格差、職種別の格差、あるいは性別、年令別、その他各種の賃金の格差の現状を正確に把握いたしまして、そこからできるだけ適正な賃金のバランスを見出していく、こういうふうな方向で努力をいたしたいと考えております。

で、京都なんかの例を見ますと、大企業は
賃金を据付——現在の賃金は高いので
す、中小企業は賃金を上げなければ労
働力が逃げていく、こういう格好で賃
金が上がっているという現象、これは
もう京都ばかりじゃない、どこもそぞら
じやなかろか。こういう工合に思つ
ております。だから、そういう格好で
現在賃金格差が上がっている。何でそ
ういう上がり方をしているかといふこ
とを、一つはやっぱり職安行政と基準
行政で、何で上がっているかといふと
ええ方をしてもらって、これが雇用の
面にどういう工合に今反映をしてきて
いるかといふようななとらえ方を私は
やっぱりしてもらいたいと思うのです
す。で、まあ今時期の問題ですから
そういう確かな数字は出なくとも、そ
ういう一連の概念だけは主観的な立場
から事務当局としてそういう考え方と
いうものは私はやっぱり出してほしい
ということを午前中から申し上げてい
るところでございます。ですから、今
度は賃金センサスを作つてもとの的確
なところをつかもうという努力をされ
ているのですが、これはまことにけつ
こうだと思います。けつこうだと思いま
すが、そこで私はお願いしたいこと
は、もう一つ下の賃金ですね、五人以
下の賃金、捕捉できない五人以下の賃
金、この雇用関係がどうなつていてるか
ということなんです。流動的と申しま
しょうか、先ほど申し上げましたよう
に、たとえば港湾の人入れ稼業的な、
トラックで手配師の問題や、形において
人入れ稼業的な、労働省の任免のな
い形の中で雇用が行なわれている、こ
れは集団ですよ、一人や三人じゃない

のであって、大きな企業に供給されていく。そういう問題がなかなかとらえにくいくわけなんですが、そういう問題も残しているわけでございます。ですから、そこらあたりの問題をぜひ的確に一つ努力して作っていただいて、私たちの勉強をするための資料を出してほしいと思うのです。それでなければ、われわれが統計をとるよりも、政府はちゃんと機関を持っているのですから、皆さん方のところでもつと的確な点をやってもらいたいと私はお願いしたいところでござります。それからそれに関連して、こういう工合に上昇してきた、「二十五年度ですね、中卒やその他が上昇してきた」というところですね。ところで、基準局長にお尋ねしておきたいのですけれども、最近、賃金、まあ、業者間協定は移動がいつもできる。しかし、最低賃金といふのは、そろ簡単に移動ができるないと私は思うのです。ですから業者間協定はこれは行政指導でおやりになることですから、これにとやかく私は言いませんけれども、この指導の方針なんですよ。今五十万の適用を二百五十五万にするということを労働大臣はよく言つておられる。おられるけれども、ようやく二百円が二百二十円ぐらいになつたというところに指導の方針があるとするならば、今の現実の賃金とともにさしが異なつてゐるんだといふことも私は重大な問題ではなかろうか、こう思つているわけでございます。だから、そのことについて一言、一つお答えを願いたいと思うのです。今日の事態に立つて、今までの労働省の業者間協定や、

それから最低賃金の指導の概念といふものを変える必要があるのかどうか、ただ數をふやすばかりでなく、そういう現実に打ち当たつていると私は思うのだけれども、基準局はどう見ておられるか、それを聞いておきたい。

○政府委員(大島清史) 中小企業の労働条件の向上、ことに賃金の上昇についてましては、私どもの方の最も重要な仕事でございます。現在業者間協定による最低賃金の急速な普及に努めておりますが、よく最近の数字で四月十五日現在におきまして決定いたしました件数が三百三十七件、適用労働者数が七十万一千人と、こういった数字にまで普及いたして参つております。この決定されました賃金額につきましては、百六十円から二百九十九円の間に分布いたしておるわけでございます。その間最も数の多いのは二百円から二百五十円までのところが最も多いわけであります。昨年来私どもいたしましては、二百円以下の金額につきましては、従来きまつておりますものについてはなるべくすみやかにこれを改訂をしていく。並びに新しくできますものにつきましては、二百円以下のものにつきましてはできるだけ二百円以上に持つていく、よほど特殊な事情があります場合は別でありますが、大体そういう方針で内容の指導に当たつて参つておるんですが、この二百円未満のものと二百円以上のものを分けてみますと、発足当時三十四年の八月から十二月までの間におきましては、二百円未満の最賃が十六件、二百円以上のものが三十二件程度あつたわけであります。昨年の下半期におきましては、二百円以上のものが百二十二件に

対しまして二百円未満のものは十一件
といふに、非常に二百円未満のもの
のが減少いたしまして、よほど特殊な
場合に限ることになっております。昨
日全国の基準局長会議がございまし
て、私からなお二百円未満のものにつ
きましてはなるべくすみやかにこれを
改訂するように指示をいたしておいた
のであります。漸次この内容につきま
しても向上いたして参りたいと思つて
おります。なお、二百五十五万計画の普
及につきましては、内容ももちろん重
要であります。それよりもさらに大事
だと思いまることは、現在の状況か
らいたしましたればまだ最低賃金制とい
うものが近代社会において欠くべから
ざるへそのようなものだという觀念が
まだなかなか普及いたさない、その意
味でそらいた近代社会に欠くべから
ざるものという觀念を急速に社会的に
普及して参りたい。なおかつ、内容に
つきましても逐次これを上昇して参り
たい、こういうふうにいたしたいと
思つております。

立つて議論をしなければならぬときが今日の事態ではなからうかと私は思はれであります。ですから、外国の例をとつてみましても、たとえば社会主義国では失業といふのは終生、社会主義国でなくとも失業したときの失業補償といふものは終生保障をしている国があります。しかし、たとえば日本とアメリカとの関係を見ましても、アイゼンハワーのときに失業が出てくると大統領令で延長をする、今度のケネディ政策を見ておきますと、ケネディ氏自身が言っている、失業補償の概念といふのは失業者の保険金といふのは期限を切るよりなものであつてはならないんだ、思想としてはそうだ、どうしてそれに近づけるべきかということを、ケネディはあるの大統領になつたときからそういう概念を国民に訴えております。私は失業補償——社会が保障するということを言い出してきたのは、そういうところに——各國が競つてその失業補償の概念、失業補償といふものをよりよいところに生かしていく、ということに私は問題の主点があるんではないか、こういう立場に私は考えておるわけであります。この点について大臣の意見を聞きたい。

員の獲得には非常に苦労をしておる。現在本年から第一期生が入りまして、これは四年制であります。ここで養成して参りますと、この養成した者が出てくるに従つて拡大はしていくと思つております。しかしながら、一般職業訓練所等におきましては、各府県の準備、熱意の方が先行しております。われわれの予算計上より、それはできるだけ早い機会にその各府県の熱意にわれわれの予算的措置が應ぜられるよう、これは格段の配慮をいたしたいと思います。

ね。いやそれはとんでもないことだと僕は思うんですよ。それじゃ一千億からたまつておる金はそこへ置いておいて、年度内でアジャストするのだ。それはそりゃなしに、年度内でどうするかという計画を一つは立てるでしょう。立てるけれども、膨大な積立金というものをいかに完全雇用に有効に使うかというところにこの保険金の積立金を使わなければ意味ないじやないですか。

○國務大臣(石田博英君) 何も違ったことを申し上げているわけじゃないのです。余剰金というものの使用は、直接的に雇用機会の増大と、それからあなたのおっしゃるような方法に使わなければいけない。各年度における給付の改善というものは、その年度の会計ごとに常に予算を、——赤字が出ても積立金があるんだからその積立金を食つてもいいというような計画であつては困るので、やはりその年度々々の中で原則としてまかない得られるような給付の改善にしていきたい。各年度ごとで積立金を食つていく計画を立てておりますと、すぐなくなっちゃいます。たとえば千億なり千五百億あつても。だから今、年度ごとに余裕が出来ることは明らかなんですから、従つて、その積立金ということを考慮に入れなさいでも、給付の改善は当然なう余裕があるわけですから、従つて、そういうワクの中でわれわれは考えていきたい。しかし、積み立てておる今の金は、失業保険という性質にかんがみまして、やはりこれは今のように間接的に産業の振興、経済の発展に役に立つて結局は雇用の増大になつておるんじやないかといふようなことじやなくて、より

○藤田藤太郎君 直接の給付の問題は年度内で調整してバランスがとれるようになる、まあこういう考え方、それは私もそれどころか直接言っているわけじゃないのですね。しかし、これだけの膨大な金を積み立てておく必要はないのであって、実際に失業で困っている人にこの分からどれだけ失業補償に回すかということの考え方は僕はあっていいと思うわけです。何でも食えとは言いませんけれども、こんな膨大な金をためておくことないと思うのです。年度で、会計が悪くなってきたら保険料を上げるし、国の負担をあやしていけばいい。千億をこえるような積立金をそのまま保存していくことはない。まあそれでもなさそうだから、この議論はこれでやめますけれども、もとと味のあるやり方をやってもらいたい。去年とことし、あの去年からことしに食つてきた——あなたはそのとき大臣じゃなかつたから私はそれ以上言いませんけれども、あまりひどいですよ。そうでしょうね。三十四年度から政府の負担だけを引いて、五十何億というものはそのままいただきますということになるのだから……。その三十五年度から給付は幾らか変えて、それから保険料も幾らか変えて、これでいきたいということで百五十億以上の黒字がぼつと出た、これも積立金です。これは手をつけられませんと、いうような理屈になつてきたらこれはどんでもないことになる。だから、できるだけ給付は、年度ごとの給付はバランスがとれるような方法でうんと向上してもらいたいということが一つです。それにつけて加えて、何も一千億からの

○国務大臣(石田博英君)　緊急失対法のP.W等のいわゆる低賃金率の問題、長その他給付の改善を至急にしてもらいたいと私は申し上げている。大臣は、こういう工合に言われたと了解しているのでなしに今度の一般的の失業保険の延長その他の改善を至急にしてもらいたいと私は申し上げている。大臣の答申をお願いしているけれども、この結論ばかりでなしに、これと並行して内容を改善をしていくのだということを言われたと思うのです。そういう工合に了解していいですか。

○國務大臣(石田博英君)　その通りであります。

○藤田蔵太郎君　それじゃ、何も三十八年度という私は局長との論議の中で言われたことでなしに、今日からでも直ちにこの失業給付の内容改善について大臣はここでお約束された、至急に改善の方法を、処置をとるということをお約束されたと、そういう工合に理解して、まあこの程度でこの問題はやめておきます。

そこで、今度の日雇労働者の賃金のこの給付の問題が改善されました。労働省から出したのに対して、衆議院で改善されました。私たち欲を出せばよいしますか、私たちの気持は、もつと向上してもらいたいと思いますけれども、一応そういう工合に改善されたのですが、そこで労働大臣にここで一つお尋ねしておきたいのですが、この日雇賃金とP.Wとの関係、それからもう一つは緊急失対法の十条との関係、これはやっぱり改善する時期に来ているのじやないですかね、これは、どうで

あるいは重軽作業率の問題というものは、この事業の性質からいって、その建前を根本的にこわすということは私には考えておりません。ただ、今回のように、それを最大限に有利に計算をさせることによってその賃金の、日雇労働者諸君の賃金の上昇に努力をいたしておる次第であります。

○藤田藤太郎君 しかし、実際問題として、日雇賃金の問題は、緊急失対法の十条の関係について頭が抑えられてゐるけれども、実際働いている労働者の賃金をそのままに置いておくことができないで失対賃金をきめざるを得ぬところへ來ておる。大都會では低いけれども、地方の都市へ行けばそれだけでもどどあることができないというような事態も私はあり得ると思うのですよ。だから、そういう面から考えて、この緊急失対法の十条の問題はもっと根本的に考えていただきなればいかぬのじやないかということを私は思います。

それから、時間がないようですか
ら、私ももう一、二点これに関係した
分だけを申し上げて、これはもうこの
失業補償との関係については、雇用問
題が一番基礎ですけれども、雇用問題
については次の機会にあらためます。
そこで職業訓練の問題に入るわけで
すけれども、午前中も少し議論をした
のです。で、職業訓練所の増設で、今
大臣は指導員が足らぬと、ころねつ
しゃつておる。まことに現状ではそろ
だと思います、私どもも。しかし、指
導員に来る人が少ないというのは、給
与、待遇が悪いから少ないのであつ
て、労働省だけが労働省の訓練所を經
なければ指導員にできないといふ理屈

心なことはそういう指導員を、未熟練の労働者に技術を与えるための指導員といふのは、一般的のところに働いていられるよりかより優遇して指導員を作らうとしたら、たちまちにして指導員は労働者が幾ら要求されてもそれだけの指導員はできる。これはそういうところに物の考え方を進めてもらいたい。これが一つ。

それからもう一つは、職業訓練所といふものは、午前中も議論をしたのですけれども、都会の労働者はもう收入がないといったら何も収入がないわけです、失業したら。保険金で食うか、日雇いの登録がはずれたらそれこそ食うことなどができます。そういうことですから、まず都会の労働者の職業訓練所といふものは私はやっぱし失業している人全部が受けられるようにしてもらいたい。それには昼だけではダメなんです。よ。夜適確な完備した職業訓練所以外に技術を教え込むよ。職安局長は講習所のようなと言われたけれども、そういうものでもいいから都会周辺においてはそういう訓練所を、ほんとうに通勤、通学ですか、通学の簡単にできるようなところで数多く作ってもらいたい。

それから農村の過剰就労を工業労働者に移動しなければならぬのだから、ここにはがつちりとした、農村の集中地帯にがつちりとした職業訓練所を作つてもらいたいということを私は午前中も申し上げておいた。だからせつかくこの職業訓練をやろうというのですけれども、絶対数が今日もう足らない

いと思う。ことしの春の賃金の状態をいたしませんけれども、結局中小企業の中では熟練工の取り合いなんです。熟練工の取り合いで賃金を上げなければ熟練工が逃げていくと、いろいろなところからことしの春の賃上げというものは、そういうところにむしろ争いが高まらないうちに賃金の上昇といふものが高角度に上がらなければ逃げられるという角度で来ておるという現実の問題があるわけです。だから、そういう点でもよく把握をしていただき、職業訓練については、そういう角度で都会においては夜の職業訓練を、これから細々ながら低収入で働いておる人が仕事を終わってから夜の訓練で技術を上げる。農村においてはまだ農業労働者たるものは食糧生産が主ですから多少余裕がある、生活上の余裕はありますせんけれども、幾らか、都会の失業者がどう集中しやすいようなところになりつけられ、職業訓練所を建ててもらいたい、都会には学校もあることですから、そういううようなことが私は今必要ではなかろうかと思っておる。これについて伺いたい。

ころにむずかしい問題があります。同時に、それだけの技術を持つておる人は、一般的他の産業においても非常にほしいのですから、それとの競合關係にありますので、そういう点を調整しながらやっていきたいと思います。それから第二の問題、現在都心におけるいわゆる半失業的状態にある人が、よりよき雇用の機会を求められるように夜間の訓練所の設置その他、これは十分研究して早急に実施いたしたいと思つております。すでに研究は命じてあります。

それから農村における訓練所の設置も、これはできるだけ、これは主として一般職業訓練所に期待をいたしまして、現在本年度は十八ヶ所新設の予定であります。

○藤田藤太郎君 もう一、二点聞いておきたいのですが、その第一点は、ことはこの職安行政といふものと基準行政といふもの、労政行政といふものとは非常に関連があると思うのです。朝からもう申し上げたんですけれども、たとえは低賃金の企業が一つある。そうすると団体交渉に応じない。これは労使関係で、労組法の六条の団体交渉をけるということになる。そしてそれは労政だと思うのです。ところが、そういう状態が続くから――賃金の面とそれから団体交渉に応じないという面が続くから、結局その人がぼつぼつやめてしまう。やめてしまえば失業になる。こういうことになる。そする、職安行政の分野で、この失業の人をどうするかといふ議論になつてくるわけです。だから、そういう工合に非常に関連をしておるから、

臣が主体となつて、午前中もそういう問題は中小企業の労働者対策協議会か何かをもつて大いにやるとおっしゃいましたけれども、しかし、労働大臣もこの問題は非常に関連する問題だから、もう一度緊密な行政を統一一本化してやってもらいたいということを私は午前中から申し上げたんだが、大臣のこの点についての熱意と決意を聞いておきたい。

○國務大臣(石田博英君) 労働行政の一元化ということは、私は前におりましたときからねがね考えておることであります。この行政機構といふうらうなものの緊密な連絡かつ一元的な調整といふものについては熱意をもつて検討したいと思っております。

○藤田藤太郎君 もう一つ私は希望と意見を申し上げておきたい。

労働大臣はきょうこれから日経連タイムスをもらって読んでいるわけです。で、雇用行政、要するに完全雇用、経済の成長繁栄といふ道は、一つは生産です。それから一つは需要、そろして全体の国民購買力が上がるといふところに進んで初めて経済的な繁栄、福祉社会といふものが私は生まれる、こう思っているのです。まあ最近日経連の方針をこうじつとうかがって見ておりますと、佐藤さん——三井銀行の会長ですか、佐藤さんあたりがアメリカやその他へ生産性の問題で行かれで、日本の生産性と経済成長との関係で、国民の購買力、所得の拡大、こういう問題に真剣に力を入れなければ日本自身が持たないのであることを言わされたことを私は聞いてお

ります。ところが、まあ最近になつて、公企体賃金に対し、その中段くらいの会社の指導者連中が、口をそろえて、あの公企体や公務員の賃金について、何といふか、罵倒といいますか、反撲といいますか、そういう談話が出てきて、いるわけです。私は三十四年度に三十何%も生産力が成長し、経済の成長が一八%もあつて、三十五年度に二五%から生産が成長し、そしてまた、経済力が一〇何%も経済成長を来たした。ことしもまた三兆六千億くらいの設備投資が行なわれるだらうと言われ、生産が成長をする、こういう状態の中で国民の購買力を上げるといふには、産業労働力の五割以上が労働者なんです。この労働者の所得をふやさないでどうして経済を維持するか。昔から日本の経済というのはそういう近代的な姿はありませんでしたけれども、これは日本と外国との貿易の関係においても、国民購買力を上げない限り日本の経済が維持できないということがわかつておる。その基礎になるのは、私はやはり労働者の賃金の向上や国民所得の中における勤労所得のウエートが向上していくことの問題でありますとか、生産性と賃金の上昇といふものを外国並みに上げていこうといふよしなどころも、そういう問題が真剣に私は考えられない限り、日本の経済の維持繁栄というものはあり得ないと私は思つてゐる。そういう重大な問題を含んでおるのにああいう意見が出てきております。私は、労働大臣はさせんたる態度でこの問題に処してもらわなければ、また、採業短縮、首切り、経済の回転が低下して、そして結局だれが痛められ

るかということにならざるを得ない。これは日本の経済の歴史を振り返ってみたら歴然たるものであります。せつかく所得倍増をやろうという今日の状態にあって、がつちりした雇用政策、勤労の喜びの中に人生を全うするという完全雇用の政策といふものは、労働省はほんとうに真剣に考えてもわなけれどなりません。経済を担当する、経済の面においてもこれだけのことはきっと労働大臣は腹におさめて処してもらわなければ、私は昔と同じ姿になるのじやないかといふ懸念を多分に持つておるのであります。だから、そういう点について労働大臣の決意を聞いておきたい。

の従業員の賃金といふものは、いつでも民間産業を追っかけている関係にあります。そこで、今回提示されましたが、その逆ではないということ、これがもう明確に申し上げたいと存じます。この裁定の背景は、昨年の人事院の勧告、その人事院の勧告の背景は、当時に於ける民間の賃金であります。従つて、公共企業体の賃金はそれを追つけておる関係にある。従つて、民間の賃金に対し影響があると存じます。という性格のものでなくして、むしろ影響があるとするならば、逆に公共企業体の賃金が影響されておると、いふことになると思います。民間の賃金はやはり生産性の向上に伴つて上昇していくことが望ましい。つまり上昇していくことが望ましいし、その上昇によっていく歩みは生産性の向上に伴つていかなければならぬ。上昇していくとそれ自身はさつきおっしゃつたように、購買力の増大となつて、それは經濟の繁栄の裏づけとなることも御意通りであります。私は、賃金について、特に公労委の裁定を中心とする賃金について以上のような考え方を持っております。

けるものにはことごとく仕事を与えた。ような農業経済の世の中に対すること、政治だと考えるので、それで今後十五年間にわたる日本の各種産業の動きはどうなるか、これに対する労働力吸収状況はどうなるか、この見通しを一応見てて資料を出してもらいたいと、ことわざであります。それは見えます。これは見とばわかるのですが、このうちで特に心に残ることでお願いをしたのであります。三表農業就業者の動向、これについてちょっと簡単でけつこうですかから説明をお願っておきたい。

それから第三表の(2)につきましては、これは国民所得倍増計画に基づく推定でございまして、昭和三十五年から昭和四十五年度に至るすなわち一年間ににおいて第一次産業就業者がどのように動くかといふ推定でございますが、これによりますると、たゞいま申し上げましたと同じ考え方に基きまして新規農業就業者の増加分が一年間に百五十八万人と、これを平たいいたしますと、一年間に十四万四千度になります。それから、減少の分死亡及び引退分が三百八十万人、一時間平均三十四万五千、他産業への転が二百四十三万、一年間平均二十二一千、すなわちこの減少分の累計六二十三万、これから増加分の百五十万を差し引きました四百六十五万が農業就業者——農業を中心とする第一産業就業者の純減分になると読んでゐるわけでござります。これを一年間平均にいたしますると、減少が五十一万六千、増加は十四万四千、差引年純平均は四十二万二千人程度、このよな推定をいたしておるところであります。以上をもつて説明を終わります。

○高野一夫君 この減少の、他産業の転換といふのは、從来農業に従事をおった者が他産業へ換転する者、いう意味でしょうか。

○政府委員(堀秀夫君) その通りでございます。

○高野一夫君 そうすると、中学校卒業いたしまして、新規に親のあとを継いだりなんかして、新規に農業に

業する者が百五十八万、こういうふうになりますと、農村において中学校卒業した者の総数のうちで百五十八万だけが農業について、そのほか同じ村で中学校卒業したのだけれども、の統計には全然入らない、最初からな産業に行つてしまふ数があるわけですね、それはこの中には出でていません、そういうことになりますか。

○政府委員（堀秀夫君） その通りであります。

○高野一夫君 それは大体どのくらいの見当になります。

○政府委員（堀秀夫君） たゞいま手に資料ちょっと持ち合わしておりますんで、次の機会に御説明いたします。

○高野一夫君 お調べ願うことは、農村における中学校全体の卒業のうちで、新規に農業につく者がこれだけ、そしてつかないかの者がこの数字には現われぬものである。ところで、同じ最近の町村合併で新しい市ができる。その市は非常に多いわけですから。市である市の中のほとんど大部分はまあ農村であります。私はこれは工合が悪い、市調査だから。でありますから、東京都においても練馬、板橋の奥においてもそういうような農業が行なわれてゐる、いわゆる実際的の農村地域、農地、その中学校を新規に卒業していない者と、この区別を一応知りたい。これはこの次までけつこうです。

そこでもう一つ伺いたいのは、十一年間の間に四百六十五万人が減少す

農林省も介在してのいろいろの検討だらうと思うが、まだきまらぬけれども、たとえは農業基本法が実施されると。そういうことで作柄の転換がいろいろ考慮される。そういうことを全部考慮に入れての十一年ですか。

ただ経済の伸びだけの十一年になつておりますか、これはどういうことになつておりますか。

○政府委員(堀秀夫君) これは農林省とも相談している数字でござりますが、この十一年間におきましては、經濟の面においての伸展、一面において農村における合理化近代化を進める、こういうことを前提としての数字でござります。

○高野一夫君 もう一点、しかばば、この百五十八万の新規、四百六十五万の純減少というのは、これは自然となる、自然の姿でこう推移していくといふものであるか、かくある方が正しいのだ。こういうことになりますか、その辺のところを。

○政府委員(堀秀夫君) これは経済の伸展の過程におきまして、転職訓練、あるいは農村周辺における第二次、第三次産業の誘致というような施策を行つて行ないまして、そうして第二次、第三次産業の新規需要分について、それを充足すると同時に、農村におけるところの状態を合理化近代化するといったために、いろいろな施策を行つてある、その場合にそれに伴つてこの程度のことが見込まれる、こういふ数字でございます。

○委員長(吉武恵市君) 他に御質疑のありますか。ございませんか。――御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。――御発言もないようありますから、討論は終結したものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

失業保険法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)を問題に供します。原案は、内閣提出、衆議院送付案でござります。本案を原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なあ、議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めまして、さよなら決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会